

平成 29 年 2 月 17 日

平成 28 年度総合セキュリティ対策会議（第 3 回）

発言要旨

1. 開会

2. 児童被害防止に向けて

【委員から、児童被害防止に受けてについて説明】

○（委員） フィルタリングという仕組み自体は、適切にユーザーに使われることによって効果が上げられると考えているが、特にフィーチャーフォンからスマートフォンに環境が変わる中で、実際にフィルタリングを利用しているユーザー数が大幅に下がってきているのでは、というのがコンテンツプロバイダーとして認識しているところである。どのような対策をやっていくことで上げられると考えているか。

○（委員） スマートフォンのフィルタリングに関して、消費者の意見として、わかりにくいという話がよくある。携帯電話事業者 3 社はサービス名も違えば仕組みも違う点が今まで挙げられていた。私から答える話ではないかもしれないが、今年の春、サービス名に関して統一し、加えてサービスのアイコンも統一し、わかりやすくしていこうという動きが今キャリアの方である。また、内容に関しても今後継続的に改善していくという話を伺っている。

○（委員） 名前の統一やフィルタリングの窓口での設定をさらに強化していくということは、3キャリアとも今前向きに取り組んでいる。あと、今はキャリアのネットワーク以外にWi-Fi等もあるので、そこもできる限りのところは対応していきたい。

○（委員） 2点あり、1点目は、事業会社としては、EMAの認定がもらえないということは事業ストップになってしまうことから、それが非常にプレッシャーになっており、事業会社としてしっかりと青少年保護をやろうというモチベーションになっていた。それがフィーチャーフォンからスマートフォンに移行しても、EMA認定制度がしっかりと機能すれば、各社もEMAの認定

制度のもとで青少年保護のための対策を実行していただき児童被害を抑制できるところがあるのではないかと思います。現状ではEMA未加入の事業者が多いかと思うが、増加の見込みはあるのか、また、多くの方に入ってもらうのは今後難しいのか。もう1点は、仮にEMA認定制度の枠組みに入ると、やはり認定の取消しが事業会社のプレッシャーになる。どの閾値で取り消されるのかが事業者としては非常に気になるところで、モチベーションの一つになっているので、可能であれば御説明いただきたい。

○（委員） 認定を増やしていく活動だが、私どもは、審査料金もいただいております、運用監視料金という形でも料金を負担いただいている。この資金に関しては私どもの運営を支えているものになる。これに関しては、数年計画で低価格化していくように常に努めている。一方で、費用だけの話ではなく、フィルタリングの利用率の問題、フィルタリングを多くの子供たちが使い、保護者も推奨する状態であれば、フィルタリングをかけていても認定サービスは制限対象から除外されるため、認定を取るインセンティブが多く出て、認定を受けようという話になるかと思うが、そのあたりがやはりスマートフォンの移行時に多少フィルタリングの利用率低下というところにつながり、インセンティブが減っていると認識している。ですから、キャリアの方でも様々な工夫をしていただき、フィルタリングの利用率が上がれば、認定数も増えていくのではないかと期待している。

取消しに関しては、まずはEMAの認定基準に照らして考えている。認定基準で大きく作用しているところは、子供たちがサービスを使う上でのリスクに関して、詳しく自分たちで分析していただきたいということである。分析した結果、適切な対策をとっていただこうと思っている。したがって、リスク分析が不十分であったり、若しくは犯罪被害がたくさん起きているにも関わらず、そこに対して対策がとられないといったことが起きた場合には、取消しもあろうかと思う。

○（委員長） フィルタリングが一層広がることが一番大事で、それにより問題のあるコンテンツが減少していくことが大事というのはもっともで、それをいかに実現するかが難しいが、不可能ではないと思う。フィルタリングは、初期にできるできないの話をしてきた際の、そんなことをやっても絶対無理だ、

何の意味もないといった議論から始まっている。しかし、現在に至るまで浮き沈みはあるものの、展望は十分あるのだと思う。

○（委員） フィルタリングは子供たちを守る上で非常に重要なことで、各キャリアがサービス名を統一する点は歓迎すべきことである。また、高校生等がより一層入ることができるようにSNSをできるようにしようという話も伺い、率を上げるという意味ではこれも非常に歓迎すべき点である。しかし、一方では、今SNSは非常に危険な状況もあることから、そことの兼ね合いだと思う。Twitter等は今非常に厳しい状況で、いわゆるSNSと言われるものが、今、被害児童全体の3分の1ぐらいあることから、そこをあけてしまうことに非常に危険な怖い思いがしている。

サービス名統一については、私も様々なところで保護者に話をする際、よく仕組みがわからないという意見があることから非常に良いと考える。一方、子供たち一番多く使っているアップルのものと、アンドロイドのものが非常にわかりにくいという話を一番多く聞く。

この2点、Twitter等のSNSの問題や、アップル・アンドロイドの統一が課題としてあるような気がする。方向としては賛成だが、時期的に、本当にこの時期にあけてもいいかどうかは難しいという感想を持った。

○（委員） Twitter等のSNSを、高校生プラスというイメージでリテラシーの高い人にあけるということについて、これまで多々関係者と話をしてきた。フィルタリングの利用率を上げる必要があるが、中学生からTwitterを使っていることが一般的となっており、Twitterが使えないのであればフィルタリングを外すと言われると、やはりそこをある程度許容していかななくてはいけないと思う。しかし、Twitterを使えるようにするというのも、今フィルタリングを使っている人は使えない、今のまま使ってもら、ただどうしても外したいという人に限定的に一つの道として高校生プラスというものを今回はつくろうということで動いている。しかし、一番事故があるTwitter側でどうやって対策を打っていくか、事業者としての監視や仕組み、年齢認証といった仕組みを使っていただく等がある。私たちキャリアとしては使いやすい年齢認証の仕組みをしっかりと用意して取り組んでいきたいと思っている。

○（委員） アップルとグーグルの話があったが、これは海外の事業者の問題にも関連しており、青少年保護のやり方、もしくは考え方というものが日本と非常に異なっていると思う。かつ、アップルとグーグルの間でも仕組みが異なっているというのが現状ではないかと思う。統一というところに一足飛びに行くのは非常に難しい現状だとは思いますが、私どものほうからも、特にアップルと意見交換をするなど、細かな調整はさせていただいている。今後、さらに歩み寄っていただくような調整を続けていきたいと思っている。

○（委員長） この会の出発点のところ、やはりSNSの問題点をどうするかという問題と、一方で、フィルタリングを広げていくということがある。これは正面からどっちをとるかというような問題ではなく、両方が発展していかなくてはならない問題で、その両方が発展する道筋をどうしようかというのが本会議の目的である。本会議を実施することにより一挙に全てが解決するとは考えてはいないが、その方向にどうやったら一歩でも半歩でも前に出られるかということにつき議論を重ねていきたい。

3. 責任あるクラウド：オンライン被害防止

【委員から、責任あるクラウド：オンライン被害防止について説明】

○（委員代理） 日本マイクロソフトとして、日本のユーザー、被害者、加害者に向けた取組みとして、何か具体的かつ端的にこれをやっているというのがあれば教えていただきたい。

○（委員） 日本での啓発活動だが、安全・安心なインターネット利活用推進の観点から常にテクノロジーに対する理解を広げていく必要があると考えている。今ちょうどサイバーセキュリティ月間であるが、NISC経由でビデオの配信など、啓発活動を行っている。

○（委員代理） 児童ポルノブロッキングのインターネットコンテンツセーフティ協会のほうにも、立ち上げに御尽力いただいたが、まだまだやる必要があるため、ぜひご支援を今後も続けていただければと思う。PhotoDNA等を今後の児童ポルノ対策に運用ベースでどのように使っていけるかということについても相談していきたい。

○（委員） We PROTECT GLOBAL ALLIANCEのこ

とについて教えていただきたい。日本の状況と世界の状況が違うことがあり、以前そういう会議に出た際に、その当時日本で行っていた取組みはうまくいっていた頃だったので日本の取組について話をしたが、世界の状況は違い、ネット上の青少年保護は、日本よりもっと深刻なトラフィッキングなどを問題視しており日本で当時問題となっていたネットを契機とした青少年性的な問題のレベルの話ではなく（もっと、悪質事業者の対策が中心）といった雰囲気であった。実際にここで世界で行われている子供のネット上の対策というのは、具体的にはどのあたりに注力をされているのかについて伺いたい。

○（委員） 今持っている情報は、英語でチャイルド・セクシャル・アビュース・マテリアルの氾濫をとめるということである。つまり、児童ポルノというところで聞いている。

○（委員長） 本会議の出発点、コミュニティサイトに起因する児童被害防止は性的な問題が中心だと思うが、これをどうしていくかについては国際ショナル・グローバルな視点も含めて様々なアプローチがあり得る。この会としてまずは報告書をまとめ、それをどう発展・発信させていくかというときに、今までの対策の枠を越えたような、より力強い、被害防止につながるような展開ができればそれはそれですばらしいことだと考えているため、またお力をいただきたい。

○（委員長） パーフェクトなもの、全体の解決の図を描くことを目指すのではなくて、現状でこういう問題がある、これを解決するにはどうしたらいいか、その方向性としてこういう成功例があるというところを出発点とするというのは、総セクスの性格から言うと今までも基本的にそうだった。また、せっかくの成果をどう社会に発信していくかということもまた議論したいと思う。その前の中身のところで、今までも成功例について幾つか議論はあって、DeNAとかGREEとかのお話もいただいて、もちろんTwitterでも前向きだが問題はあるというような御指摘もあって、今日のフィルタリングなんかともどう絡めていくかということだと思ふ。

4. 討議

○（委員） 青少年、子供たちの被害防止はグローバルに考えても一番重要

な観点と承知している。しかし、様々なサイトがあることから、実際の被害防止のための対策を考えた際に、こういう対応があるという形の取りまとめが非常に難しいテーマではないかと考えており、そういった観点では、この会議で御指摘・御議論いただいた内容を踏まえて、これまでの取組の中での成功事例をうまくまとめて、それを情報共有するという形の取りまとめをしないと、なかなか難しいと考えている。ですから、成功事例を取りまとめて、それを情報共有する、そして総セクの報告書として広く周知、そして理解いただくという形で活用していけばどうかと思っている。

今回のテーマに関しては、今日の指摘の中にもあったが、保護者に現状を正しく理解してもらい、そして取り組んでもらうということが重要であると承知しているので、その観点で、総セクで取りまとめた報告書をどうやって活用していくか。総セクは警察庁で行っているため、報告書を取りまとめたとしても、保護者にリーチすることが非常に難しい、今までなかなかそこまではできていなかったのではないかと承知している。そこをどうするかということこれから知恵を出していくということが重要であると感じた。

○（委員） 今回は警察庁、強い力を持って規制していく側の問題について提案したいと思う。1つ目は、協議会の設置についてだが、この問題は業界としての活動が非常に重要だというのは、フィーチャーフォンのときにD e N AやG R E Eが頑張ったように、業界としての主導権を持つ形が必ず必要で、協議会のようなものが必要ではないかと思う。ただ、今の問題は非常に多様化しているため、やるのであれば警察庁が強く関与しながらやればどうかと思っている。10という数字に根拠はないが、被害児童の多い10社程度が必ず入り、話を聞いていき、これまで実施した良い取組について共有し、知恵を結集させる時期ではないだろうか。

2つ目は、様々な場所で様々な啓発活動を、学生や企業などが実施しているが、そうした実施主体は事例を持っておらず、警察庁が扱っている生の事例があれば事業者や学生ボランティアが活用できるのではないかと思う。

3つ目は、今まさに書き込みや投稿などが深刻な状況にある。若年層、特に今急速に進んでいる小学生層、それから大人数が一気に見るようなサイトに関しては特別のルールが要るのではないかと思う。さらに、いろいろな人と話す

と、「通信の秘密があり難しい」という声をよく聞くが、通信の秘密に該当しないような、例えばT w i t t e rなど誰でも見られるような場、ダイレクトメッセージ以外のことや掲示板の機能等、幾らでもできることはあるのではないかと思っている。また、これだけ児童ポルノと言われているにもかかわらず、フリーに流れているような状況がある。これだけ情報が進み、技術も進んでいることから、A Iなど機械で児童ポルノ等のポルノを識別させるといったことを本腰を入れてできないのかと思う。

4つ目に、これは今日一番言いたいのだが、現在、警察や日本企業の努力の結果、出会い系サイトに係る被害件数が非常に減った一方で、T w i t t e rに係る被害件数が多いことが問題だと感じている。T w i t t e rだけに限らず、アプリを配信する際にはアップルやグーグルの基準に合わせて配信しているかどうかを彼らが判断するが、今ここで日本の子供たちが大きな被害に遭っているとしたら、海外の企業に向けて本社などへの申入れがあってもいいのではないかと思う。

4点話をしたが今、手を組んでやらないと大変なことになってしまうと思う。現実大変な問題になっている。警察がやっているサイバー犯罪ボランティアは非常にすばらしい。しかし、例えば学生にサイバー防犯ボランティアをやらせているときに、女子生徒が自分のスマホでエロサイトを見るのはつらいと言う。企業とタイアップするなりして、端末を貸与するなど若干の手当てをし、学生も使いながら日本全体みんなでやれるようなシステムができればよいと思う。自分の子どもたちに安心して渡せるようにしなければならないと思う。それに対し、海外の企業に関して問題があるのであれば、そのあたりについても何か考えていかないと非常につらい問題になるのではないかと思う。

また、例えばT w i t t e r等への通報が大事だということで、学生等とも一生懸命やったが、1回に1サイトしかできなくて、しかも50件以上1日にやるとスパム扱いされてしまう。これを改善するぐらいのことはできるのではないかと思う。

○（委員） 先ほど成功事例をできるだけ生かす形で報告書を作成するという話があったが、一番大きい成功事例はI H Cの話だと思う。我々がやっているサイバー防犯ボランティアに関しても、総セクが生みの親であり、今一生懸

命実施している。個々の運営会社はメジャーになるにつれてコストをかけることができ、しっかりした対策を真摯にやっているという印象である。しかし、常に新しいメディアが出てくる中で、上流のほうで対策をとっても、どうしてもそれに漏れてくる下流のものがあることから、そういう意味ではボランティアの活動というのは今後も永久的に必要なのだろうと感じている。

今では大学生を対象にしているが、大学生や主婦層、リタイアした世代が今後ボランティアとして期待できる世代だと思う。その中で、やはり活動する団体をもっと増やしていかないといけないということで、指導する者が仲間を増やすという努力を今後ともやっつけていかないといけないと感じている。

サイバー防犯ボランティアについては大学生が被害児童と非常に近い年代ということで今着目されているが、そうした意味では主婦層は被害児童の親であるため、そこも1つボランティアのターゲットとして考えたほうがいいのではないかと考える。主婦層は時間的にも余裕がある上、自分も時代に取り残されそうといった彼らなりの危機感や勉強意欲もあることから、主婦層にターゲットを当て、本会議の報告書が出たら、それをそうした方々に読んでもらい、ボランティアの仲間として参加してもらえたらと考えている。

また、必ずしも初めから志が高くなくとも、やっているうちに社会貢献をしたいという意欲が湧いてくることもあるため、最初から意識の高い子だけではなく、もっと幅広く集めるためにも、サイバーボランティアの体験などを少しさせてあげたら、その中でいい子が出てくる可能性はあるだろうし、そうしたことを今後考えていければと思う。

【事務局から、報告書の骨子案について説明】

○（委員） 追加すると思ったのは、2の課題のところである。事業者間の格差の部分だと思うが、普通は小学生がSNSに書き込みをしないというところは、例えばアメリカではオンライン児童プライバシー保護法があって、13歳未満の児童はSNSに登録をしないという背景がある。それを前提とすれば、SNSに小学生がいるということが外国では考えられないため、それに対する対策は当然とらない、それでもなお登録するのは登録する方が悪いと考えることができる背景があるのだと思う。日本にはそのような法制度ではない

ため、各国の法制度の違いを前提に対策を立てないといけないといったところを追加した方がよいと思う。

○（委員） 実際には報告書を書いていく中で、児童被害というのは負の側面だが、イノベーションやITのいい部分など、つまりプラスの面もあるという部分も記載していただければと思う。

○（委員代理） やはり海外事業者のシェアが大きくなっており、それに比例する形で問題の所在もそこに集中するというような状況になっていると思う。したがって、海外事業者をまぜていく、海外の状況を調査する、また前提として、海外はどういう問題を中心に据えているかといった点については今後の課題として触れてもらうのがよいかと思う。

○（委員） 現代はネット社会であることから、子供たちがインターネット、スマートフォンを適正に利活用することが重要で、利用することは避けることはできない。そういった観点で、子供たちが安心して利活用するために、コミュニティサイトに起因する被害を何とか最小限にしたい、そういう思いで取り上げたところを冒頭うまく書き込んでいただくと、報告書としてはうまくまとまるかなと感じている。

○（委員） 2点ほどコメントしたい。委員の話の中で啓蒙活動の充実があったが、このテーマに関わっている方から、教育現場でフィルタリングの設置の徹底等をコメントいただくと、その子どもは外してはいけないものだという観点で外さないということだった。教育現場でのフィルタリングの啓蒙活動の取組をやっていただければありがたい。

年齢認証の情報の活用については、現在3キャリアで料金等含めばらばらになっていることから、3キャリアで話合いをしながら料金も含めて皆さんに使っていただきやすいものにしていきたいと思う。

○（委員） インターネットビジネスやスマホのアプリビジネスは非常に事業者間の競争が激しく、サービスの機能や特徴についてサービスの担当者は基本的には全部確認・分析して、どうすれば改善していくのかということをやっており、そうした会社は分析能力や課題発見能力は持っているのだと思う。しかし、今こういう問題に対してやっていないのは、ノウハウとかを共有すればいいという話では全くないと思っている。実際にはノウハウは自分たちで見つ

けられるし、提供するのにも嫌ではないし、共有すること自体は何の問題もない。しかし、ノウハウ等を共有したらやるかという点、そんなことは全くないと思う。ノウハウというよりも、まずその人たちがやる気があるのか、この課題を解決する気があるのかという部分を確認する必要がある、課題に着手するということに向けていろいろな方々が働きかけるということが重要であると思う。やれるかやれないかと言えば、やれる能力はある。ただやる気がないというか、それを課題だと思って着手しようとしていないというのが本当の問題ではないかと思う。

○（委員） 日本の場合、ある意味日本人が日本の品質を信用できるみたいな風土があると思う。今、Twitterやグーグル、様々なインターネットのフラッグシップは外国が基本となっており、日本で考えるルールや一般常識が全く通用しない。こうした状況に鑑みると、日本のコミュニティサイト事業者は安全だということをつくり上げ、コミュニティサイトも日本発のものを活用しようということに将来的になればいいんじゃないかなというように感じた。

もう1点は、インターネットに関わっている立場から考えると、自覚を持ってそれを活用できることと、それを守るという両輪バランスがいかにかうまくできるかがポイントだと思う。正直、全部守ってあげたいと我々も思うところは多々あるが、リテラシーも全くない一般ユーザーに対してインターネットはこのような使ったらいいといくら説明してもアンチウイルスソフトすら入れないユーザーが山ほどいる。こういう現実もあるということも考えなければならぬと思っている。

現状が、アメリカの法律とか、アメリカの事業者のやり方が世界的なスタンダードとなっていて、それがグローバル標準として動いているということであれば、そうした現実も考慮し、日本にとって最適な仕組みを考えていくべきということを提言にいられていただくのがいいのではないかと思う。

○（委員） まさにそのとおりで、これからグローバル社会を生きていく子供たちにとってネットはなくてはならないもので、もちろん前向きに考えていかなければならないし、規制だけではだめだと思う。しかし、今問題になっているのは児童ポルノであり、また、残虐な動画である。それを子供が簡単に目

にしている。その部分を解決するのが大人の責任である。今子供たちは簡単にモザイクなしの無修正の動画を見ている。こうした現状もある一方で、それを許容するのがどうか。これが私たちに突きつけられていることである。例えば T w i t t e r の本社はヘイトスピーチとか児童ポルノはすぐに凍結すると言っている。本社に申し入れするぐらいが必要だと思う。

○（委員）　　まずコミュニティサイト事業者間によるノウハウの共有については既に実施をしている。そのためもう一步進んだ対応が必要だと考えているため、ぜひ被害児童が多いサイトを公表していただきたい。それが保護者の方にも知れ渡ること、または子供たちがどのサイトが危ないか知ることが、子供たちが自分たちの身を守り、保護者にとっても子供を守ることにもなるため必要な情報なので、やはりサイト名を挙げたほうがいいのではないかと思う。そうすることで、コミュニティサイトもしっかりやらねばというモチベーションになると思う。

○（委員）　　グローバルという話があったが、先ほど委員から C h i l d r e n ' s O n - l i n e P r i v a c y P r o t e c t A c t (C O P P A) の話が出たが、同法は13歳未満、EUのデータ保護一般規則は16歳と規定して子供の情報を保護している。これはプライバシー保護、個人情報保護の世界だが、やはり子供は特別であるという前提があると思う。日本で言われる忘れられる権利というのも、ポルノとは少し違うが、子供が馬鹿なことをしたけれども、子供の将来を考えなきゃいけないのではないかという発想である。もう1つの側面から言えば、児童ポルノについては、諸外国のほうがはるかに規制が厳しい。よって、グローバルスタンダードと言った際、実はインターネットの世界のグローバルというのは、子供は特別に守ってあげる存在であるというところから出発しているわけで、インターネットの世界で守るべき諸価値は多々あり、利益衡量をしなくてはならないが、子供に関しては、守るというところの法益が優先されるということは、出発点として普通に言えることではないか。

もう1つは、おそらく事業者にとって求められるのは、これもインターネットの世界で最近出てきたものだが、要するにビッグデータの世界になってしまい、昔の原則があまりうまく働かない。しかしながら、昔ながらの原則で働く

ものも残っており、それがアカウンタビリティ、説明責任である。つまり、なぜ他社がやり、なぜ欧米諸国でも一定の注意を払っているものについて取り組まないのかということは、社会に対してきちんと説明できなければならないという説明責任があるだろうという、その観点はどこかに入れてもいいのではないかと思う。

5. 閉会